

林業・木材産業成長産業化促進対策
事業構想

奈良県

1 地域の概要

※ 交付金事業を実施する地域の社会的・経済的立地条件、自然環境等を記載する。

奈良県は日本のほぼ中央部、紀伊半島の真ん中に位置する海のない内陸県である。平成30年3月1日現在の奈良県の総人口は約134万人であるが、市町村別では奈良市が約35万6千人、橿原市が約12万2千人、生駒市が約11万7千人など県北西部の奈良盆地を中心とした平坦な大和平野地域に人口が集積している。西には京阪神地域、東には中京地域という産業の大集積地、大消費地の間に位置しているため、これらを結ぶ西名阪自動車道や大阪方面へのアクセスのための幹線道路が存在する。また、近年は県の南北を結ぶ幹線道路の整備も進められている。

県北西部の大和平野地域は内陸性の気候、県南部の大峰山系や台高山系など山々が連なる五條・吉野地域は山岳性の気候、県東部の大和高原地域は両者の特徴を合わせ持った地域となっている。日本有数の多雨地帯を抱えているため、奈良県の森林は近畿地方の主要河川の重要な水源となっており、面積は284千haと、県土面積の約77%を占める。また、森林面積に占める人工林の割合は約62%となっている。

奈良県の林業は、吉野川上流地域の「吉野林業地域」に代表される、密植・多間伐・長伐期という独特な施業方法により、日本を代表する優良材の生産地となっている。森林の資源量は毎年平均105万m³増加し、充実した資源となっており、19齢級以上の大径材を生産できる森林が多く残されていることも特徴である。しかし、その一方で、毎年の木材の生産量は約18万m³に止まっており、資源を有効に活用できていない現状である。

奈良県の木材産業は、高級材に頼った構造であるため「製材用材」としての需要が全体の98%と偏っている。このため、製材用材に向かない材を山側から搬出しても、合板工場やパルプ・チップ工場などの受け皿が、現在は県内に殆どない状況にある。加えて、他県で見られる年間10万m³以上の木材を取り扱う大規模工場はなく、5千m³以上取り扱う工場も限られており、小規模工場を中心とした産業構造となっている。小規模製材工場は、柱・梁などの構造材を主とした少品目・少量生産工場が中心であり、昨今の大工・工務店等ユーザー側が求める「家一棟分の部材供給」はできていない状況にある。また、本県の特徴として集成材工場が17工場あり、集成材生産量が196千m³と全国生産量1,524千m³の13%を占めている。しかしながら、国産材を使用した生産量の割合は約1割にとどまっている。

2 林業・木材産業の成長産業化に向けた方針

本県の林業はこれまで吉野林業地域を中心とした高級材に頼った素材生産を行ってきた。現在も、主に建築用の柱や内装材に加工する製材用として、高く売れる木材を選び、山から出す林業が中心で、ヘリコプターによる出材も多く行われている。しかし、今後は、人口の減少などにより、住宅着工戸数の大幅な回復が望めない状況を考えると、これまでのように製材用として高級材を選んで搬出する林業に頼るのではなく、豊富な森林資源量を活かして合板用や木材チップ用なども含めた、多用途に供給できる林業に転換することが必要になっている。また、多用途に供給するためには、A材から、これまであまり利用せずに森林内に放置してきたB・C材などの全てを、計画的・安定的に供給できる体制を構築することが必要であり、併せて、施業の集約化・低コスト化をより一層進めることが必要となっている。

次に、木材産業は製材用材の需要に偏った構造になっていることから、緻密な木目や色合いの良さを活かした、県産材製品の販路開拓を積極的に推進する一方で、川上(山側)におけるA・B・C材全てを搬出する林業への転換に向けた取り組みに対応し、集成材ラミナ用材、合板用材、パルプ・チップ用材などの幅広い受け皿を確保することが必要である。また、大阪を中心とする住宅市場に近い利点を活かし、低コストで安定的な木材流通構造への改革に向けて、大規模製材工場や集成材ラミナ製造工場への直送及び産直住宅供給などの体制を構築すること、小規模製材工場のネットワーク化による競争力のある製材・加工・流通体制の構築なども必要となっている。

このため、次の取り組みを林業・木材産業の成長産業化に向けた方針とする。

- 「高級材を選んで出す林業」から「A・B・C材全てを搬出して多用途に供給する林業」へ転換
- A・B・C材全ての受け皿としての競争力のある木材産業の構築
- 県産材製品の流通拡大の実現

3 林業経営体の育成方針

※ 森林資源、素材生産、造林・保育、木材需要の現状等を踏まえた課題と、それを踏まえた育成方針を記載する。

奈良県の森林面積は284千haで、県総面積の約77%を占め、その人工林率は約62%と高く、1ha当たりの平均蓄積も274m³で全国的に高い水準にある。しかし、住宅様式の変化、外材や代替材の進出に加えて、産地間の競争が激化したことにより、県産材需要及びその価格が低迷し、林業生産活動の停滞、林業経営の収益性の低下が著しい。

県内の林業経営体数は、2015年農林業センサスによると1,400経営体で、そのほとんどが経営基盤が脆弱で小規模零細な個人事業主の形態を示している。さらに、素材生産の担い手を含めた林業就業者全体の数も減少している。県内の素材生産事業者は、もともと山守制度を中心とした個人事業主が多く、高性能林業機械などを保有して大規模に素材生産を行う事業者が少ないなど、素材生産力は他県に比べて著しく低い現状にある。

このため、森林所有者への施業提案による施業の集約化や路網と林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入による生産性の向上の取り組みなどを推進していく。

4 林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が選定した林業経営体

※ 都道府県知事が選定した林業経営体の一覧を添付する。

別添のとおり

5 間伐及び主伐・再造林の取組方針

①森林経営計画に基づく森林施業の推進

・面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進

②施業の集約化等の取組の推進

・提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進

③路網整備の推進

・間伐等の効率的な実施のため、林道及び森林作業道が適切に組み合わせられた路網の整備の推進

④間伐及び主伐

・再造林の効率化・低コスト化の推進・傾斜等の自然的条件を考慮し、効果的な間伐の実施のため高性能林業機械等による低コストで高効率な作業システムの推進に努める。また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進

⑤県産材の利用の推進

・県産材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材供給に係る協定の締結等による県産材の安定供給体制の構築を進め、県産材の利用の促進

⑥人材の育成・確保等の推進

・林業就業に意欲を有する者を対象に研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者及び林業事業体の育成

6 路網整備に係る生産基盤強化区域

※ 林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が設定した生産基盤強化区域を記載し、その位置図を添付する。

該当なし

7 木材加工・流通の合理化等に関する取組方針

本県では、優良材を主とした小規模ロットの加工流通を中心に行ってきたことから、市場や木材販売業者等が介在する複雑な流通構造で、低コスト化につながる直送ルートの開拓が遅れている。一方、一部の大規模製材工場では、奈良県産材の供給量だけでは需要量を満たすことができないため、県外各地から調達している状況となっている。

このことから、緻密な木目や色合いの良さを生かした県産材製品の販路開拓を引き続き推進する一方で、優良材だけでなく、A・B・C材全てを搬出する林業への転換と集成材ラミナ用材、パルプ・チップ用材などの幅広い受け皿を確保することが課題となっていることから、木材加工・流通の合理化を図るため、次の取り組みを行う。

- ・大口取引を担っている大規模製材工場と川上側との安定取引契約の実現
- ・県産材ラミナ用原木及び合板用材の安定流通体制の構築
- ・小規模製材工場のネットワーク化と、競争力のある多品目流通体制の拡大
- ・ユーザーニーズを踏まえた新製品の開発・提供、建材メーカー等との連携による製品化
- ・木質バイオマス発電所への原木供給状況の把握と指導
- ・製紙用チップ加工工場や燃料用チップ加工工場への流通拡大

平成30年度においては、木質バイオマス利用促進施設の整備について、五條市が木質バイオマス供給施設装置を整備する。また、木造公共建築物等の整備について、社会福祉法人福寿会及び社会福祉法人祥水園がそれぞれ社会福祉施設において木質内装を行う。

8 林業と木材産業の連携に関する方針

県産材需給調整会議を開催し、奈良の木関係者による川上・川中・川下をつなぐネットワークを構築するとともに、川中・川下でのA・B・C材ごとの需要ニーズを把握し、川上側の素材生産現場に的確に伝える需給コーディネート機能を構築する。

また、素材生産、製材、加工、流通、建築、販売促進を一貫体制で行う産直住宅の取り組みを拡大し、施主、工務店、設計士、製材・加工事業者、素材生産事業者が意見交換等を行う場を設けるなど、エンドユーザーの思いが川上側までつながる取り組みを行う。

木造公共建築物の整備に当たっては、意欲と能力のある林業経営体が生産した県産材を利用した製材品を積極的に調達する。

9 事業実施期間

平成30年度～平成34年度

※ 事業構想の計画期間の上限は、5年とする。

10 目標を定量化する指標

<木材供給量の目標>

(単位:千 m^3)

	平成28年度 (実績)	平成34年度 (目標)
木材供給量	178	250

※ 国産材の供給量について、直近年(度)の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

4 林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が選定した林業経営体
添付資料

知事が選定した林業経営体一覧 平成30年4月6日現在

<input type="checkbox"/> 〇〇林業
<input type="checkbox"/> □□森林組合